

政務活動費 領収書等貼付用紙

0005

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車駐車場使用料（4 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0005

(2/2)

領 収 書

四番館
1304 号室

202504210006940004130400296
2025年4月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年4月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工 印刷
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィンディヤ車加管理組合（以下「甲」という）とセー1201号 区分所有者 南生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） セー1201
三 車 種 乗用車
四 自動車登録番号 〇・〇・〇・〇・〇・〇
五 総排気量 〇.〇 L
六 外 寸 全長 〇.〇 mm 全幅 〇.〇 mm 全高 〇.〇 mm
七 車 種 乗用車

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月毎月前月末までに管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設置、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィンディヤ車加管理組合

理事長 桑本

乙（区分所有者）

セー1201号 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 禁煙事項

- 一 駐車場使用契約によって契約されている車種以外の車種を駐車しないこと
- 二 差控されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行路に支障のないよう留意すること
- 四 譲渡禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転を要望ふかし、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終了すること
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 飲酒・ドラッグ使用等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災防止、貴重品は車庫に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加事項）

1 機械操作

- 一 マーカ一の取扱説明書の駐車事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさをおよび重量は、装置の耐震強度を越えないものとする
- 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 装置内では、乗客の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置が安全であることを確認してから行うこと
- 六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車種が装置と適合したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全事項および使用の都合上、パレット等を車下で下ろしておくこと
- 三 火災・盗難、雷害その他、天災地災等不可抗力による駐車装置の毀損等に関する事項については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作マナー

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

0019

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 4 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（4 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0019

(2/2)

振込金受取書(兼手数料受取書)		2025年4月4日		現金用
振込元 いるま野	店(所)	金額	千円	万円
お受取人 フリガナ	様			¥510,000
ご依頼人 フリガナ	様			
〒050-0015	〒0491-236-2566			
埼玉県川越市今泉88-14				

お振込金額のうち決済手数料の引当金は、上記のとおりですが、万一不備となったときは、この振込を取り直し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカタ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、関係等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

いるま野農協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004127

印紙税申告書
付につき川越
税務署承認済

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当業者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

0170

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（5 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0170

(2/2)

振込金受取書(兼手数料受取書)		2025年5月1日	
お支払先 いるま野	店(所)	金額	十萬 百円 千円 円 ¥5,000
お受取人 フリガナ 深谷 顕史	お支払先 フリガナ 川越市今泉 88-14	手数料 1:郵送 2:後払 3:不要	手数料(振込) 10%
お受取人 フリガナ 深谷 顕史	お支払先 フリガナ 川越市今泉 88-14	手数料 1:郵送 2:後払 3:不要	手数料(振込) 10%

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。

○通帳帳面、印線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T803000500412



印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

JAバンク

振替番号 245-5546000 415 2023083

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

0171

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車駐車場使用料（5 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0171

(2/2)

領収書

四番館
1304 号室

202505200006940004130400714
2025年5月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6
長谷工
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」といふ）とセー1306号室 区分所有者 南生 徳明（以下「乙」といふ）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」といふ）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） セー1306号室
三 車 種 普通車
四 自動車登録番号 〇・〇・〇・〇・〇・〇
五 総排気量 〇・〇・〇・〇・〇・〇 mm
六 外 寸 全長 〇・〇・〇・〇・〇・〇 mm 全幅 〇・〇・〇・〇・〇・〇 mm 全高 〇・〇・〇・〇・〇・〇 mm
七 車 種 普通車 〇・〇・〇・〇・〇・〇 mm

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年6月15日から19年6月30日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月満期に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設置、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責任を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名の捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合

理事長 桑本

乙（区分所有者）

セー1306号室 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 禁煙事項

- 一 駐車場使用契約によって契約されている車種以外の車種を駐車しないこと
- 二 差控されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 譲渡禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転等を要し、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終了すること
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 飲酒・ドラッグ使用等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災防止、貴重品は車庫に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（簡便式駐車場を使用する際の追加事項）

1 機械操作

- 一 パーカーの取扱説明書の駐車事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさをよく確認し、必要の際は車種を控えめにするものとする
- 三 設置中は、車以外の物を乗せないこと
- 四 設置中は、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置範囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設置の操作中は、危険なので設置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫の設置と撤去したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全事項および使用の都合上、パレット等を車庫下で置くこと
- 三 火災・盗難、雷害その他、天災地災等不可抗力による駐車施設の毀損等に起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車庫保険等の加入に努めること

4 機械式駐車設備について

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車設備を一任で自己責任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車設備のキーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

0355

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 2 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場代として（6 月分）		
備考			

[illegible]

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

0356

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 2 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（6 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0356

(2/2)

領 収 書 四 番 館 1304 号 室

202506200006940004130400729
2025年6月2日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
~2による)

但し 駐車場使用料 2025年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(代表代行)
株式会社 長谷工コーポレーション
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工コーポレーション
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ車加管理組合（以下「甲」といふ）と乙（1204号室 区分所有者 南生 徳明）
（以下「乙」といふ）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約
（以下「本契約」といふ）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が使用する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） ランツ
三 年 式 16年
四 自動車登録番号 32-100-1
五 総排気量 0.15L
六 外 寸 全長 397 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車 種 通 常 1080 cc

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、事前に書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月毎月前月末までに管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設置、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責任を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名の捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ車加管理組合
理事長 桑本

乙（区分所有者）

1204号室 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 駐車手続

- 一 駐車場使用契約によって定められている車種以外の車を駐車しないこと
- 二 差控されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行状に支障のないよう留意すること
- 四 譲渡禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転等を要し、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終了とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 喫煙・アルコール等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災防止、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（簡便式駐車場を使用する際の追加事項）

1 機械操作

- 一 マーカの取付設置等の駐車事項に反し、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさをおよび重量は、施設の耐震強度を越えないものとする
- 三 設置中は、車以外の物を乗せないこと
- 四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 施設の操作は、設置内に人がいないことおよび設置要員が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設置の作動中は、危険なので設置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車種が設置と相違したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全事項および使用の都合上、パレット等を常時下げておくこと
- 三 集中制御、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等に起因する車種等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車種保険等への加入に努めること

4 機械式駐車設備について

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車設備を一任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車設備の一部を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0490

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（7 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0490

(2/2)

領 収 書

四番館
1304 号室

202507180006940004130400729
2025年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料 2025年7月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目8番1号
長谷工
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）と乙（住所 区分所有 南生 徳明）
（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） サニー
三 年 式 1994年
四 自動車登録番号 〇〇〇〇〇〇
五 総排気量 1600 cc
六 外 寸 全長 4470 mm 全幅 1670 mm 全高 1620 mm
七 車 種 普通車

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、1998年6月15日から1999年6月14日までとする。
〔契約期間更新等に関する特約〕 本マンションの管理規約、規約附則ならびに団体会合決議事項に準ずるものとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月毎月前月末までに管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理規約の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設置、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責任を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規約および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名の捺印のうえ、各自1通を保有する。

1998年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合

理事長 桑本

乙（区分所有者）

南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 禁煙事項

- 一 駐車場使用契約によって定められている車種以外の車種を駐車しないこと
- 二 差控されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 譲渡禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転等を要し、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終了とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 飲酒・ドラッグ使用等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災防止、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

〔簡便式駐車場を使用する際の追加事項〕

1 機械操作

- 一 バイク等の取付装置等の駐車事項に留意し、事故の防止に努めること
- 二 車庫の大きさおよび構造は、構造の強度を損ないないものとする
- 三 構造は、車庫以外の物を乗せないこと
- 四 構造内では、荷物の積み下ろし、洗車等を要しないこと
- 五 施設の操作は、設備内に人がいないことおよび設備が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設備の作動中は、危険なので設備内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫の設置と構造は、構造の強度を損ないないものとする。直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全事項および使用の都合上、バレットを常時下げておくこと
- 三 火災・盗難、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等に起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車庫設備等への加入に努めること

4 機械式駐車設備について

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車設備を一任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車設備を盗難・紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

0501

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 3 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（7 月分）		
備考			

現金用

○提出が急務であること、待機期間中の生活資金確保、口頭協議を通知し等、待機期間中は力により早くに返債します。
○返債協議中に円満な解決の道があった場合には、現金等のため返債が滞延することがありますのでご了承ください。
○返債滞延：同様の理由等々を得ない事由により返債が滞延することがありますのでご了承ください。
○この返債に準ずる「準々返債協議」は、期日での返済と返済日に必要となりますので、ご依頼者が大層に滞延していただくと、返債に及ばない場合も、この準々返債の旨が、返債滞延の理由がなる理由があり得るのでご了承ください。

ふるま野農業協同組合川越東支店

登錄號 T803000500412

蘇聯共產黨中央委員會
蘇聯政府
蘇聯部長會議

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0672

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（8 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0672

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館

1304 号室

202508200006940004130400731

2025年8月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2025年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(代表者)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工ビル
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という。）とセー1204号区分所有者 南生 徳明（以下「乙」という。）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） センター
三 年 式 1999年
四 自動車登録番号 1204号
五 車 種 乗 車 0.6t 1
六 外 寸 全長 327 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車 輪 径 10.00 R 16

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、1998年6月15日から1999年6月14日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月契約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転売等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転売、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（契約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の処理）

契約期間満了の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および本契約に違反したときは、甲は乙に対し何年かの通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保管する。

1998年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

セー1204号 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 駐車場所

- 一 駐車場使用契約によって定められている車種以外の駐車しないこと
- 二 定められている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 車内での運転マナー

- 一 車内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行者を避けること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 駐車禁止、駐車禁止のため、必須以上のアイドリング、エンジンの高速回転や急加速、急ブレーキの使用を避けること
- 五 夜間、早朝の車種の出入りは、隣接者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終了すること
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 三 車内は乾燥とすること
- 四 喫煙、オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫に火気を入れない、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 駐車中または駐車後の事故、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（国鉄式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 機械操作

- 一 入庫カードの取扱い説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車庫の大きさおよび通量は、高度の稼働速度を遅くしないものとする
- 三 設置中は、車庫の扉を開かないこと
- 四 車庫内では、乗物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
- 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置員が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設置の作動中は、危険なので設置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入庫禁止の帯で駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停車、急加速はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫の設置と稼働したときおよび故障に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
- 二 安全事項および使用の割合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等による車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作手

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作手一を自己責任で管理し使用せずなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作手一を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

0683

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 4 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（8 月分）		
備考			

[illegible]

图 2-2-1

5. *Myrica*
 6. *Myrica*
 7. *Myrica*
 8. *Myrica*
 9. *Myrica*
 10. *Myrica*
 11. *Myrica*
 12. *Myrica*
 13. *Myrica*
 14. *Myrica*
 15. *Myrica*
 16. *Myrica*
 17. *Myrica*
 18. *Myrica*
 19. *Myrica*
 20. *Myrica*
 21. *Myrica*
 22. *Myrica*
 23. *Myrica*
 24. *Myrica*
 25. *Myrica*
 26. *Myrica*
 27. *Myrica*
 28. *Myrica*
 29. *Myrica*
 30. *Myrica*
 31. *Myrica*
 32. *Myrica*
 33. *Myrica*
 34. *Myrica*
 35. *Myrica*
 36. *Myrica*
 37. *Myrica*
 38. *Myrica*
 39. *Myrica*
 40. *Myrica*
 41. *Myrica*
 42. *Myrica*
 43. *Myrica*
 44. *Myrica*
 45. *Myrica*
 46. *Myrica*
 47. *Myrica*
 48. *Myrica*
 49. *Myrica*
 50. *Myrica*
 51. *Myrica*
 52. *Myrica*
 53. *Myrica*
 54. *Myrica*
 55. *Myrica*
 56. *Myrica*
 57. *Myrica*
 58. *Myrica*
 59. *Myrica*
 60. *Myrica*
 61. *Myrica*
 62. *Myrica*
 63. *Myrica*
 64. *Myrica*
 65. *Myrica*
 66. *Myrica*
 67. *Myrica*
 68. *Myrica*
 69. *Myrica*
 70. *Myrica*
 71. *Myrica*
 72. *Myrica*
 73. *Myrica*
 74. *Myrica*
 75. *Myrica*
 76. *Myrica*
 77. *Myrica*
 78. *Myrica*
 79. *Myrica*
 80. *Myrica*
 81. *Myrica*
 82. *Myrica*
 83. *Myrica*
 84. *Myrica*
 85. *Myrica*
 86. *Myrica*
 87. *Myrica*
 88. *Myrica*
 89. *Myrica*
 90. *Myrica*
 91. *Myrica*
 92. *Myrica*
 93. *Myrica*
 94. *Myrica*
 95. *Myrica*
 96. *Myrica*
 97. *Myrica*
 98. *Myrica*
 99. *Myrica*
 100. *Myrica*

日本銀行
 銀行
 銀行

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

0820

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（9 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0820

(2/2)

振込金受取書(兼手数料受取書)		2015年 9月 7日		現金用
振込先 いるま野	店(所)	金額	十萬 百円 千円 円	
お受取人 フリガナ	様	振込額	75,000.00	
ご依頼人 フリガナ	様	手数料	0	
深谷 顕史		お振込金額のうち決済未帰還の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り直し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。		
〒250-0015 静岡県静岡市清水区				

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名の振込振金種目・口座番号を通知します。お受取人名はかな文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越水支店

登録番号 T8030005004127



印紙税申告書
付につき川越
税務署承認済

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0821

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（9 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0821

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四 番 館
1304 号 室

202509220006940004130400736
2025年9月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シテイ草加管理組合
(代表者印)
株式会社 長谷工コンクリート
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工コンクリート
組合会計2部 0120-009-226

政務活動費 領収書等貼付用紙

0967

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（10 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0967

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館
1304 号室

202510210006940004130400331
2025年10月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6-3
長谷工
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という。）と、4-130号 区分所有者 南生 徳明
（以下「乙」という。）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（駐車区画）

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約事項）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） サマ
三 年 式 1997年式
四 自動車登録番号 12345678
五 総排気量 0.65L
六 外 寸 全長 3890 mm 全幅 1470 mm 全高 1620 mm
七 車 種 乗 車 10人乗車

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に定める車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、1998年6月15日から1998年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月契約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（賠償、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または該車種等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、関係者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において修理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡）

契約期間の満了、中途解約または引渡しにより、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に引渡ししなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、関係者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

1998年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合

理事長 幸本

乙（区分所有者） 4-130号 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 車庫内

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車庫しないこと
- 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車種以外の車庫を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内規則に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を阻害すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車庫の行動に支障のないよう留意すること
- 四 横断歩道、横断歩道の停止線、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転等ふかし、警笛の使用を避けること
- 五 夜間・早朝の車庫の出入りは、隣接者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は静粛とする
- 四 飲酒・オイル交換等、他の建造物となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を車庫等に放置しないこと
- 七 車庫等の損壊、毀損に要する費用は自己負担

4 事故等の処理

- 一 駐車中の損壊、毀損を被った場合は、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（当該駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 搬出時

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車庫の大きさおよび重量は、搬出の積載限度を超えないものとする
- 三 搬出には、車以外の物を乗せないこと
- 四 搬出時には、所定の積載方法に従い、必要等を行わないこと
- 五 搬出の際は、搬出前に人が降りることにより搬出作業が安全であることを確認してから行うこと
- 六 搬出の際中は、危険なもので搬出しないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当って駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫が設置と使用したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
- 二 安全管理および使用の際、パレットを常時下げておくこと
- 三 火災、盗難、被害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車庫保険等の加入に努めること

4 搬出時駐車場の使用

- 一 管理組合から貸与された搬出時駐車場キーを自己責任で管理し使用後でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 搬出時駐車場キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0968

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 1 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料 10 月分		
備考	政務活動専用車両駐車場使用料 10 月分 深谷顕史		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0968

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：深谷 顕史

振込金受取書(兼手数料受取書)

2025年10月1日

現金用

振込先	いるま野	店(所)	金額	十萬	百萬	千	円
お受取人	フリガ	様	¥5000				
ご依頼人	フリガナ 深谷 顕史	様	1: 印紙 2: 振込 (3: 不要)				
	〒350-0015 埼玉県川越市今泉88-14		消(費)税(別紙)				

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不達りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

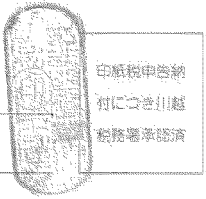
いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカタ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004127



JAバンク

登録番号ZJIS-KW0834 4/5 2023.08.7

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1121

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 4 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（11 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1121

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館
1304 号室

202511200006940004130400686
2025年11月4日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番11
長谷工ビル
組合会計2部 0120-009-226

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1141

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料 11 月分		
備考	政務活動専用車両駐車場使用料 11 月分 深谷顕史		

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：深谷 顕史

振込金受取書(兼手数料受取書)		2025年11月6日	
払出先	いるま野 (振込) 現金 当座 普通 定期 特約	店(所)	金額
お支払い人	フリガナ [Redacted] 氏名 [Redacted]	金額	十萬 百円 千 万 ¥500.0
お支払内容	①普通 ②当座 ③貯蓄 ④その他	振込金額	[Redacted]
ご依頼人	フリガナ フサヤ リンジ 深谷 顕史 〒350-0075 ☎0471-236-2566 川越市今泉 88-14	手数料料(税込)	[Redacted]
		清算額(税込)	[Redacted]

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほかに貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカタ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004120

JAバンク

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

1294

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 1 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（12 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1294

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領収書

四番館
1304 号室

202512190006940004130400461
2025年12月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2025年12月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コーポレーション
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工ビル
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という。）と、4-1304号室 区分所有者 南生 徳明
（以下「乙」という。）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。
駐車区域 No.

第2条（契約事項）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称）
三 年 式
四 自動車登録番号
五 総排気量 0.656 l
六 外 寸 全長 339 mm 全幅 1471 mm 全高 162 mm
七 車 種 座 車 1000 cc

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に定める車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年 6月 15日から 19年 6月 15日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額 10,500円とする。乙は、毎月契約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（賠償、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または該車種等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、関係者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡）

契約期間の満了、中途解約または引渡しにより、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に引渡ししなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、関係者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年 6月 15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 幸本

乙（区分所有者） 4-1304号室 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 駐車区域

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外に駐車しないこと
- 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を阻害すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 横断歩道、横断歩道のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転を止め、警笛の使用を避けること
- 五 夜間・早朝の車種の出入りは、隣接者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は静粛とする
- 四 飲酒・オイル交換等、他の建造物となる行為をしないこと
- 五 車種には必ず記載し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の確保、設置に変更を認めないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車中の盗難、毀損や破壊または汚損されたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（当該駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 搬送時

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさおよび重量は、搬送の積載限度を超えないものとする
- 三 搬送には、車以外の物を乗せないこと
- 四 搬送中は、所定の積載方法に従い、必要等を行わないこと
- 五 搬送の前後は、搬送中に人が入らないことおよび搬送開始が安全であることを確認してから行うこと
- 六 搬送の途中は、危険なため搬送中に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車種が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
- 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 火中滅火、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車場施設の毀損等については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その修復のため車種保険等の加入に努めること

4 搬送時駐車場操作

- 一 管理組合から貸与された搬送時駐車場操作キーを自己責任で管理し使用後でなくなくなったときは直ちに返還すること
- 二 搬送時駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1306

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 4 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料 12 月分		
備考	政務活動専用車両駐車場使用料 12 月分 深谷顕史		

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：深谷 顕史

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 和名ま野農業協同組合川越東支店

登錄番号 T8030005004127



西經度州府志
 卷之二 地理志
 形勢 疆域 沿革

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1448

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両駐車場使用料（1 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1448

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館
1304 号室

202601280006940004130400012
2026年1月5日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2026年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

グイ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コンクリート
東京都港区芝2丁目6番1
長谷工ビル
組合会計2部 0120-009-228

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）と乙（住所 埼玉県草加市 区分別所有 南生 徳明）
（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） サニー
三 年 式 平成 27 年
四 自動車登録番号 埼玉県 30-12-123456
五 総排気量 0.8L
六 外 寸 全長 3970 mm 全幅 1670 mm 全高 1620 mm
七 車 種 普通車

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
2 甲は、前項に於ける車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年6月15日から19年6月30日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月満期に於ける管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責任を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名の捺印のうえ、各自1通を保有する。

19 年 6 月 15 日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合

理事長 桑本

乙（区分別所有）

区 1306 号 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 禁煙事項

- 一 駐車場使用契約によって契約されている車種以外の車種を駐車しないこと
- 二 差控されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正確に駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 速度抑制、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転等を要し、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 飲酒・ドラッグ使用等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災防止、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加事項）

1 機械操作

- 一 マーカの取扱説明書の駐車事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさを把握し、必要の際は車庫内を空にする
- 三 車庫内では、車以外の物を置かないこと
- 四 車庫内では、荷物の積み下ろし、洗車等を要しないこと
- 五 故障の発生は、車庫内に人がいないことおよび故障原因が安全であることを確認してから行うこと
- 六 故障の発生は、危険なため車庫内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引くこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫の設置と換気したときおよび換気装置を点検したとき、直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全事項および使用の都合上、パレット等を車庫下で置くこと
- 三 換気装置、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等に起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車庫使用等への加入に努めること

4 機械式駐車場の使用

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車券または自己責任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車券または自己責任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

1465

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 6 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場利用料（1 月分）		
備考	駐車場利用料（1 月分）深谷顕史		

支払証明書あり

理由

振込金受取書にて充当するため資料添付します

現金用

振込金受取書

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

ご依頼日

令和 8 年 1 月 6 日

ご依頼人	フリガナ ケンシン
	深谷 顕史
	様

通信種目	1022 一般（振込（当日））
振込指定日	-
取引種別	01 現金

No	お振込先金融機関名	金額	フリガナ
	お振込先店舗名	貯金種目 口座番号	お受取人名
1	イルマノノウキョウ	¥5,000 1 普通	
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-

合計

¥5,000

1件

処理日

令和 8 年 1 月 6 日

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

JAバンク

取扱店

いるま野農業協同組合川越東支店

印

印紙
(200円)
組合員または
振込金
5万円未満は
非課税

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [redacted] [redacted] TEL [redacted]	印鑑
	氏名	[redacted]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No. [redacted]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

1667

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 2 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用駐車場利用料（2 月分）		
備考	蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1667

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館
1304 号室

202601280006940004130400012
2026年1月5日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2026年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工
組合会計2部 0120-009-226

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」といふ）と乙（住所 埼玉県草加市 区分別所 南生 徳明）
（以下「乙」といふ）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約
（以下「本契約」といふ）を締結する。

第1条（駐車区域）

乙が使用する駐車区域は次のとおりとする。

第2条（契約車種）

乙が使用する車種は次のとおりとする。

一 所有者 南生 徳明
二 車名（愛称） サニー
三 年 式 平成 27 年
四 自動車登録番号 埼玉県 30-11-11111
五 総排気量 0.85 L
六 外 寸 全長 397 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車 種 普通車

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区域を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、事前に書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額1,000円とする。乙は、毎月毎月前月末までに管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設置、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、借貸等ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたとき、甲はその責任を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の帰属）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および前項もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他の事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名の捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合

理事長 桑本

乙（区分所有者）

区-1806号 南生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 禁煙区域

- 一 駐車場使用契約によって定められている禁煙区域以外に駐車しないこと
- 二 禁煙されている区域の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、禁煙区域以外の区域に駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等を放置して使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区域の中央に正しく駐車し、隣接区域の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 譲渡禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転等を要し、警告の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 飲酒・ドラッグ使用等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず火災保険、貴重品は車庫に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加事項）

1 機械操作

- 一 マーカの取扱説明書の駐車事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車種の大きさをよく確認し、高さの制限を越えないものとする
- 三 搬送には、車以外の物を乗せないこと
- 四 搬送内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 搬送の操作は、搬送内に人がいないことおよび搬送開始が安全であることを確認してから行うこと
- 六 搬送の操作中は、危険なので搬送内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫の設置と換気したときおよび搬送機に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
- 二 安全確認および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 換気装置、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の毀損等に起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その賠償のため車庫設備等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用せずなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

政務活動費 領収書等貼付用紙

1798

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	政務活動専用車両専用 駐車場代として		
備考	政務活動専用車両 駐車場代として 深谷顕史		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1798

(2/2)

現金用

振込金受取書

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

ご依頼日 令和 8 年 3 月 2 日

ご依頼人	フリガナ	深谷 顕史
	フリガナ	ケンシ
	フリガナ	深谷 顕史 (2月分)

通信種目	1022 一般(振込(当日))
振込指定日	-
取引種別	01 現金

No	お振込先金融機関名	金額	フリガナ
	お振込先店舗名	貯金種目	お受取人名
		口座番号	
1	イムノノウキョウ	¥5,000	
		1 普通	
2			
3			
4			
5			

合計 ¥5,000 1件

処理日 令和 8 年 3 月 2 日

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

JAバンク

取扱店

印紙 (200円) 組合員または 振込金 5万円未満は 非課税



駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒 350 - 0015 埼玉県川越市今泉 88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

1799

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	10,500 円
項目	事務所費	充当額	5,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代として（3 月分）		
備考	駐車場代として（3 月分）蒲生徳明		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1799

(2/2)

領収書貼付用紙

会派：埼玉県議会公明党議員団 議員名：蒲生 徳明

領 収 書

四番館
1304 号室

202603230006940004130400765
2026年3月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-21による)

但し 駐車場使用料 2026年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番
長谷工建設株式会社
組合会計2部 0120-009-226

政務活動費 領収書等貼付用紙

1800

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	2,500 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（3 月分）		
備考	駐車場代（3 月分）深谷顕史		

支払証明書あり

理由

振込金受取書添付

振込金受取書 (兼手数料受取書)

令和3年3月2日

現金用

お振込先	金融機関	いるま野農業協同組合	
	支店名	支店	
お受取人	貯金種目	1: 普通	口座番号
	カナ氏名		
	おなまえ	様	

ご依頼人	カナ氏名	フカヤ ケンジ	
	おなまえ	深谷 顕史 様	
	おところ	〒 350-0015 ☎ 049-236-2566 埼玉県川越市大字今泉 88-14	

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。
お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

金額	¥5,000.-	
手数料	1: 即納 2: 後納 9: 不要	10: 消 %費 対宛 金額

取扱店

いるま野農業協同組合
川越東支店

登録番号

T

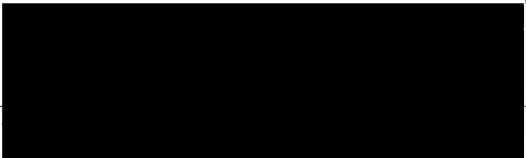
印紙
(200円)
組合員または
振込金+手数料
5万円未満は
非課税

50000 219

(入力訂正元) 取引通番: 00007
明細通番: 01JAバンク 取引コード: A010
取引通番: 00008 明細通番: 01

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所		印鑑 
	氏名		
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画		
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	